



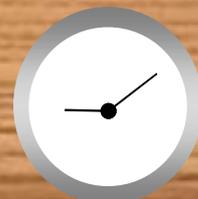
## 募集条件

書面等で確認しましょう！

### 職業安定法第5条の3（労働条件等の明示）

労働者の募集を行う企業等は、募集に当たり、業務の内容等の労働条件を応募者に対して  
 ※書面を交付する等により明示しなければなりません。

※ファックスやメール、SNS等でも明示ができます。  
 （明示を受ける者が希望した場合に限る。その他一定の条件あり。）



①業務の内容(変更の範囲を含む。)

②労働契約の期間

③試みの使用期間

④有期労働契約を更新する場合の基準(有期雇用の場合のみ。)

⑤就業の場所(変更の範囲を含む。)

⑥始業及び終業の時刻

⑦所定労働時間を超える労働の有無

⑧休憩時間

⑨休日

⑩賃金

⑪健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用

⑫雇用しようとする者の氏名又は名称

⑬派遣労働者として雇用しようとする旨

（派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。）

⑭就業場所における受動喫煙を防止するための措置

### 必ず明示が必要な事項



大阪労働局  
 需給調整事業部  
 マスコットキャラクター  
 「ハケン君」

### 書面での交付等を受けておかないと...

募集条件について記憶があいまいになり、求人者と言った言わないのトラブルに発展するかも。

チェックしなくちゃ。労働条件。